



違反対象物一覧

○ 現在、違反対象物公表制度の対象となる違反対象物はありません。

※ 違反の危険性

- 1 屋内消火栓設備が設置されていないことにより初期消火が実施できず、延焼拡大する恐れがあります。
- 2 スプリンクラー設備が設置されていないことにより初期消火が行われず、延焼拡大する恐れがあります。
- 3 自動火災報知設備が設置されていないことにより火災の発見が遅れ、初期消火及び避難に影響が生じる恐れがあります。

このページに関するお問い合わせ先

稲敷広域消防本部 予防課
〒301-0837 茨城県龍ヶ崎市 3571-1
電話：0297-64-3744

